

# 大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究インテグリティの確保に関する 規程

令和6年3月25日  
人間文化研究機構規程第168号

## (目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「研究インテグリティ」とは、外国の機関・大学等との共同研究や交流等（資金、施設・設備・機器等の物品、人材の受入れを含む。）に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク等のリスク（以下「リスク」という。）に対する研究の健全性・公正性をいう。

- 2 この規程において「研究者」とは、機構において研究活動を行う全ての者をいう。
- 3 この規程において「本部」とは、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）（以下「組織規程」という。）第2条の規定に基づき、機構が置く本部をいう。
- 4 この規程において「機関」とは、組織規程第2条の規定に基づき、機構が設置する大学共同利用機関をいう。
- 5 この規程において「本部に置く組織」とは、組織規程第19条第1項の規定に基づき、本部に置く「機構長戦略室」及び「人間文化研究創発センター」をいう。

## (研究者の責務)

第3条 研究者は、自ら研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報を開示するとともに、機構の求めに応じて開示状況の申告を行わなければならない。

- 2 前項の申告については、別に定める。

## (機構長の責務)

第4条 機構長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

## (研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 機構に、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」

という。)を置き、機構長が指名する理事をもって充てる。

- 2 統括責任者は、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括する。

（研究インテグリティ・マネジメント責任者）

第6条 機関及び本部に置く組織に、研究インテグリティ・マネジメント責任者（以下「責任者」という。）を置き、各機関においては機関の長、本部に置く組織においては統括責任者をもって充てる。

- 2 責任者は、統括責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。

- 一 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 二 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- 三 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- 四 その他機関又は本部に置く組織の研究インテグリティ・マネジメントに関する事項

（研究インテグリティ・マネジメント専門委員会）

第7条 責任者は、研究インテグリティ・マネジメントに関する事項を審議させるため必要があるときは、責任者の下に研究インテグリティ・マネジメント専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くことができる。

- 2 専門委員会については、別に定める。

（相談窓口）

第8条 機関及び本部に置く組織に、責任者の所掌事項を処理し、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、研究インテグリティの確保に関する相談等を受けた場合は、必要に応じて担当部署と連携し、相談者に対して指示又は要請等を行う。
- 3 相談窓口については、別に定める。

（その他）

第9条 この規程で定めるもののほか、研究インテグリティ・マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。